**資料１**

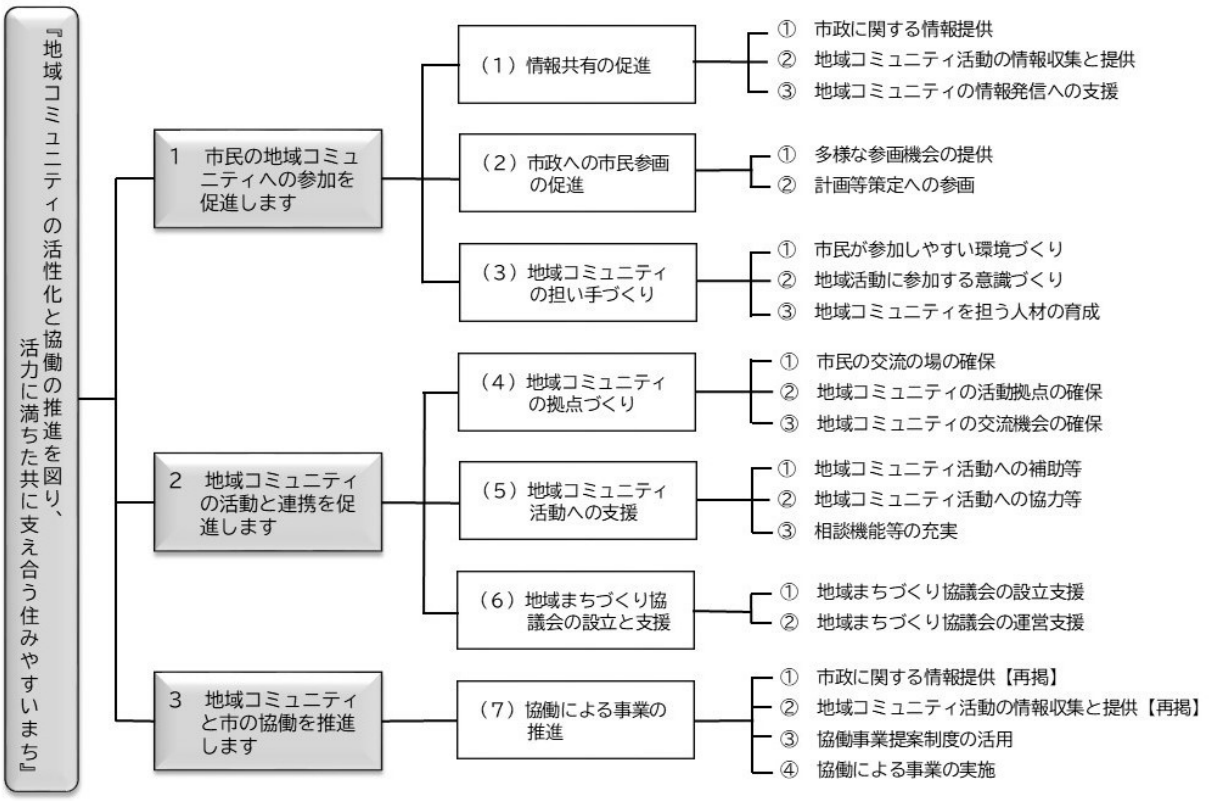
# 第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画における令和７年度取組実績及び評価について

## １　第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画

本計画は、袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（以下「条例」という。）第１６条の規定に基づき策定しており、令和６年度を初年度とする８年間の計画です。

本計画は、条例の目的を具現化していくために、協働のまちづくりを推進する仕組み、本市における現状や課題等を踏まえ、３つの基本理念に対して７つの推進項目を設定するとともに、その下の施策の方向性を設け、市が取り組むべき事業として６８事業を登載しています。

【計画の体系図】

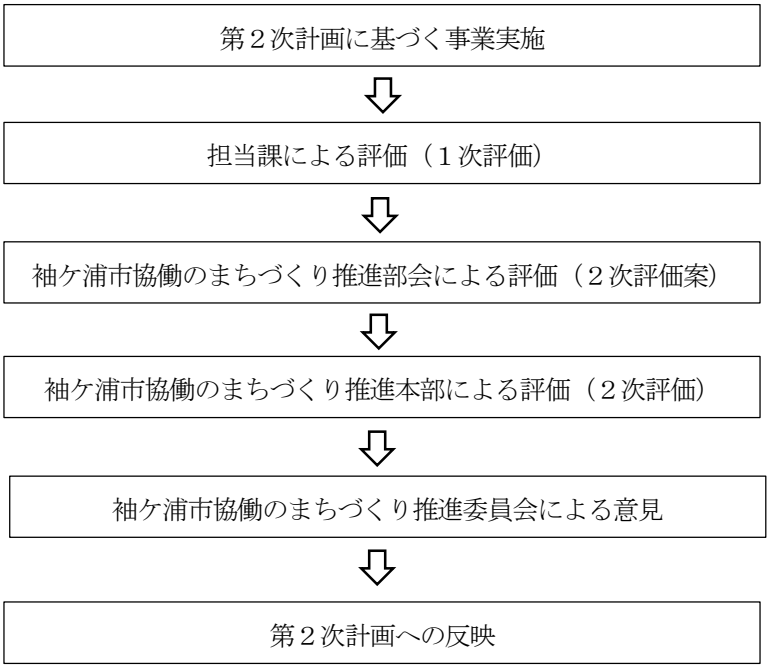


## ２　計画の進行管理

計画の進行管理として、毎年度、事業の実施状況や活動指標の達成度について、評価を行います。

評価は、担当課による１次評価、協働のまちづくり推進本部及び部会において２次評価を行い、その結果を協働のまちづくり推進委員会へ報告するものです。

【フロー】




## ３　令和７年度の取組実績及び評価（一次評価）

各事業における取組実績及び評価は、資料２のとおりです。

各事業の①活動指標に対する実績評価に、②加点評価を加え、③総合的な評価とします。

①　活動指標に対する実績評価

活動指標に対する取組実績に応じて評価（Ａ～Ｃ）する。

②　加点評価

活動指標にあるもの以外で、基本理念や事業内容にある目的の達成につながる取組を行った場合は、加点評価とする。

③　総合評価

「活動指標に対する実績評価」の他に「加点評価」がある場合は、

実績評価（Ａ～Ｂ）に「＋」を追加する。

| 活動指標に対する実績値 | 実績評価 | 総合評価<br>(加点評価を含む) |
|---|---|---|
| 目標値を完全又は概ね達成（８０％以上） | Ａ | Ａ（Ａ＋） |
| 目標値未達成（８０％未満） | Ｂ | Ｂ（Ｂ＋） |
| 未実施 | Ｃ | Ｃ |

【令和７年度における総合評価の結果】（全６８事業うち１事業終了）

| 区分 | Ａ＋ | Ａ | Ｂ＋ | Ｂ | Ｃ |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業数 | ４<br>（うち再掲１） | ６３<br>（うち再掲４） | ０ | ５ | ０ |

**４　今後の方向性（二次評価）**（全６８事業うち１事業終了）

１：取組概要に沿って取組を進めることが妥当
２：取組概要の見直しや、活動指標の見直しが必要
３：取組の廃止や休止、事業変更を含む検討が必要
４：取組の終了

【令和７年度における総合評価の結果等を踏まえた「今後の方向性」】
（全６８事業うち１事業終了）

| 今後の方向性区分 | 1:取組概要に沿って取組を進めることが妥当 | 2：取組概要の見直しや、活動指標の見直しが必要 | 3：取組の廃止や休止、事業変更を含む検討が必要 | 4:取組の終了 |
|---|---|---|---|---|
| 事業数 | ６８<br>（うち再掲５） | １ | １ | ２ |

## ５　総括評価

### 基本理念１　市民の地域コミュニティへの参加を促進します。

評価３１事業

| 区分 | A＋ | A | B＋ | B | C |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業数 | 3 | ２５ | 0 | 3 | 0 |

今後の方向性３１事業

| 今後の方向性区分 | 1:取組概要に沿って取組を進めることが妥当 | 2：取組概要の見直しや、活動指標の見直しが必要 | 3：取組の廃止や休止、事業変更を含む検討が必要 | 4:取組の終了 |
|---|---|---|---|---|
| 事業数 | ２８ | 1 | 0 | 2 |

**（１）推進項目における主な取組**

- (1) 情報共有の促進＜全６事業＞

【広報紙・ホームページの充実（№1)】

広報紙、市ホームページ・SNS 等を通じて、市の施策や取組内容に関する情報発信を行った。これにより、市民の市政への参画の促進や、地域コミュニティと市の協働を推進することができた。

- (2) 市政への市民参画の促進＜全４事業＞

【多様な参画機会の提供（№7)】

各課等に対し市民参画に関する啓発を行い、市の施策等を推進するにあたり多様な参画の機会が設けられ、市政運営等への市民等の参画を推進することができた。

- (3) 地域コミュニティの担い手づくり＜全２１事業＞

【市民総合賠償補償保険制度の運用（№11)】

市民総合賠償補償保険制度の周知を市政協力員会議や市ホームページで行い、市民が地域活動に安心して参加できる環境づくりに取り組むことができた。

【まちづくり講座の開催（№21)】

令和 7 年度から、地域活動を持続的に行うために必要な「ヒト（人材)・モノ（資源・設備)・カネ（資金)」の確保をテーマとした講座を開催した。この講座を通じて、地域の人材発掘と育成を促進するとともに、団体の運営スキル向上に貢献することができた。

**（２）改善等を必要とした取組**

- 【学校支援ボランティアの活用（№14)】

ボランティアの高齢化が進んだこともあり、登録者数が伸びていないため、学校と地域ボランティアに向け研修会を開催し、ボランティア登録者を伸ばした事例を紹介するなど改善を図り、登録者の増加に取り組む。

**（３）事業変更等が必要な取組**

- 【市民活動情報サイトの運用（№6）※令和７年度事業終了】

  近年 SNS 等により市民活動団体等において、独自に情報発信を行う機会が増えたことから、市民活動情報サイト（ガウラ・ナビ）の運用を令和７年度末をもって事業を終了した。

  令和８年度からは、「市民活動サポートセンター（そでのわ）による情報発信」を取組事業に追加し、市ホームページの『市民活動サポートセンター特設サイト』において、市民活動団体等の紹介や活動内容などの情報発信を行っていく。

- 【地域人材育成講座の開催（№22）※令和７年度事業終了】

  類似事業の見直しにより、令和７年度末をもって「地域人材育成講座の開催」を終了した。

  令和８年度からは、「成人教育推進事業」を取組事業に追加し、その中で「協働」に繋がる事業を展開し、地域人材の育成に努めていく。

**（４）取組による成果**

広報紙、市ホームページ・SNS 等を通じて、市の施策や取組内容に関する情報発信をはじめ、ワークショップなど多様な市政への参画機会を設けるとともに、地域のコミュニティの担い手となる人材の育成に取組み、市民の方が市政や地域コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めることができた。

## 基本理念２　地域コミュニティの活動と連携を促進します。

**評価２１事業**

| 区分 | A＋ | A | B＋ | B | C |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業数 | 0 | １９ | 0 | 2 | 0 |

**今後の方向性２１事業**

| 今後の方向性区分 | 1：取組概要に沿って取組を進めることが妥当 | 2：取組概要の見直しや、活動指標の見直しが必要 | 3：取組の廃止や休止、事業変更を含む検討が必要 | 4：取組の終了 |
|---|---|---|---|---|
| 事業数 | ２１ | 0 | 0 | 0 |

**（１）推進項目における主な取組**

- **(4) 地域コミュニティの拠点づくり＜全７事業＞**

【市民交流スペースの設置・活用（№32)】

南庁舎市民交流広場の利活用について、市民活動団体等に周知を図り、地域コミュニティの交流やイベント等の開催会場として利用促進を図ることができた。

➢ (5) 地域コミュニティ活動への支援＜全１３事業（うち終了が１事業）＞

【地域活性化推進事業への補助（№39)】

地区自治連絡会を主体とし、地域の活性化や課題解決の取組を推進するため、情報提供や補助金の交付を適切に行い、地域コミュニティ活動の促進を図ることができた。

➢ (6) 地域まちづくり協議会の設立と支援＜全２事業＞

【地域まちづくり協議会の設立支援（№52)】

地域まちづくり協議会の未組織地区に対し、設立に向けた働きかけを行ってきた中、中富地区については、地区住民が主体となる設立準備会に参加しながら支援を続け、中富地区まちづくり協議会の設立に繋げることができた。

**（２）取組による成果**

地域コミュニティ団体間の交流の場の提供をはじめ、各団体への様々な活動への支援や、地域まちづくり協議会の設立支援を行い、地域コミュニティの多様な団体間の連携によるまちづくりを進めることができた。

## 基本理念３　地域コミュニティと市の協働を推進します。

**評価２０事業（再掲５事業）**

| 区分 | A＋ | A | B＋ | B | C |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業数 | 1<br>（うち再掲1） | １９<br>（うち再掲4） | 0 | 0 | 0 |

**今後の方向性２０事業（再掲５事業）**

| 今後の方向性区分 | 1:取組概要に沿って取組を進めることが妥当 | 2：取組概要の見直しや、活動指標の見直しが必要 | 3：取組の廃止や休止、事業変更を含む検討が必要 | 4:取組の終了 |
|---|---|---|---|---|
| 事業数 | １９<br>（うち再掲5） | 0 | 1 | 0 |

**（１）推進項目における主な取組**

➢ (7) 協働による事業の推進＜全２０事業（うち再掲５事業）＞

【協働事業提案制度の活用（№54)】

協働事業提案制度のさらなる活用を図るため、まちづくり講座の参加者への周知や、周知用チラシの新規作成など、制度の認知度向上に向けた取組を進めたことに加え、実施中の提案事業について、その活動内容の周知・PR 等の支援を行うことができた。

【ガウラフォトクラブでの市の魅力発信（№55）】

市民の視点を活かした情報発信を展開し、市ホームページや SNS を通じて袖ケ浦市の魅力を多角的に周知した。撮影された写真については、市内外へのプロモーションのみならず、中富地区まちづくり協議会の PR ポスターに使用されるなど、地域コミュニティとの協働を推進することができた。

### （２）事業変更等が必要な取組

- 【高齢者見守りネットワーク事業（№56）】

  令和８年度の組織改正に伴う福祉部内の事業整理により、高齢者支援課から地域福祉課に移管する。また、実態に合わせて障がい者や子どもを含む内容に変更する。

### （３）取組による成果

地域コミュニティだけ、あるいは市だけでは解決することが難しい課題が増加しているなかで、地域コミュニティと市が互いの特性を活かしながら、地域の実情にあった各種活動に対し、連携を図りながら協働によるまちづくりを進めることができた。

## ６　付帯意見

全６８事業のうち７事業に対して意見を付しています。

※「総合評価」でA以外の事業又は「今後の方向性」で１以外の事業

| 取組事業 | 総合評価 | 今後の方向性 |
|---|---|---|
| 市民活動情報サイトの運用（№6）<br>（令和7年度事業終了） | B | 4 |
| 学校支援ボランティアの活用（№14） | B | 2 |
| まちづくり講座の開催（№21） | B | 1 |
| 地域人材育成講座の開催（№22）<br>（令和7年度事業終了） | A | 4 |
| 地域まちづくり協議会の設立支援（№52） | B | 1 |
| 地域まちづくり協議会の運営支援（№53） | B | 1 |
| 高齢者見守りネットワーク事業（№56） | A | 3 |

【総合評価】Ａ：目標値を完全又は概ね達成（８０％以上）、Ｂ：目標値未達成（８０％未満）、Ｃ：未実施

【今後の方向性】１：取組概要に沿って取組を進めることが妥当、２：取組概要の見直し・活動指標の見直しが必要、３：取組の廃止や休止・事業変更を含む検討が必要、４：取組の終了

## ７　今後のスケジュール

○市ホームページ公開　　１０月中